

○十二番(松山 清君)

二つなんですけれども、これはたぶん当初予算で、もちろん予算としては措置してないと思うんですけど、この増収分見込みでやるわけないんですけれども、本来ならここで何ですか、これ増収分だから六月まで待っても差し支えないということかもしれないが、増収分が六千万円、さっきの説明を聞くと全体で一千二百万円ですか、その予算は本来、ここに出していただければよかったのではないかと思うが、後回しということですか。取るだけ取るけれども、増収分の予算というのは……

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君)

先ほどもちゅうと説明で触れておきましたか、税率変更に伴います増収分が六千万円、それから各種の控除によります減収分が四千八百万円、差し引きいたしました一千二百万円の増収であります。それから均等割りにつきましては、四百五十万円ほどの増額になりますけれども、予算について、歳出を伴う条例その他の改正については、予算の提出の必要がございしますが、歳入につきましては、特に必要はございませんので、今回は予算は提出してございしません。次の機会に補正予算で計上させていただきたいと思えます。

○十二番(松山 清君)

そうしますと、いずれにしても一千二百万円からの、特にこの増収分については六千万円というようなかなりの金額になるし、総体的に一千二百万円の増収ということで、確かに国の地方税法の改正によって、こういう形の措置をするということになるわけですが、しかし実際に均等割りセ百円から一千円とか、税率——かなり低所得者の、所得の低い者にとってはやはり重いものになってくるということとははつきりしているわけです。そういう点では、地方税法の一部改正に伴う市税の賦課徴収条例の一部改正というような関係になるかと思うんですが、国会の場でももちろんそうですし、地方自治体の場でも、私たちはこういうものについて、賛成しかねるということだけ申し上げておきます。

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第一号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議がありますので、これより起立によって採決いたし

ます。

本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。 よって報告第一号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第五報告第二号 専決処分承認を求めることについて(昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第八号))を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君 登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、報告第二号につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案も地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づきまして、昭和五十

四年度福生市一般会計補正予算第八号につきまして、専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定によりまして、報告するものでございます。

昭和五十四年度福生市一般会計補正予算第八号の内容について、御説明を申し上げます。

本予算は、去る三月三十一日付をもちまして、東京都の補助金のうち、振興交付金の額が八千七百九十万円と、増額交付されるものが決定いたしましたので、これに基づきます予算を計上した次第でございます。既決予算額百億四千五百二十八万六千円に八千七百九十万円を加えまして、その総額を百一億三千三百十八万六千円に定めようとするものでございます。

内容について、御説明を申し上げます。

四ページをお開きいただきたいと思います。

都支出金の都補助金のうち、総務費都補助金一億二千九十九万円に八千七百九十万円を加えまして、二億八千八百八十万円としようとするものでございます。今、回加えよういたします八千七百九十万円の内訳は、振興交付金の特定分につきまして二百九十万円、それから一般分につきまして八千五百万円を計上するも

のでございます。この特定分につきましては、今回特に精算をいたしまして二百九十万円が追加になったものでございますし、それからまた一般分につきましては、特に東京都の御努力によりまして、予想をはるかに上回ります八千五百万円という大きな金額が交付されることになったわけでございます。

この歳出につきましては、それぞれ事業分の一般財源で負担をいたしておりましたものを、東京都の振興交付金に財源振りかえいたしまして、この浮きました分——一般分の八千五百万円分につきまして、九ページにございますように、都市施設整備基金費に積み立てしようとするものでございます。都市施設整備基金費が四億三千二十三万五千円に對しまして、八千五百万円を追加いたしまして、五億一千五百二十三万五千円にしようとするものでございます。なお、特定分につきましては、予備費に計上させていただきました。

なお、その途中にありますいろいろな説明事項につきましては、財源振り分けの説明でございまして、それぞれの事業ごとに一般財源を国あるいは都支出金、いわゆる都振興交付金に振りかえて、説明をしたものでございます。以上、雑駁でございますが、報告第二号に對します提案理由の説明と

いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に對する質疑を行います。

○十二番(松山 清君) 特定分の二百九十万円、いろいろ合わせてこうなるわけですね。けれども、これをもう少し詳しく教えていただけませんか。特に特定分二百九十万円、いろいろ合わせてこれだけ増収になって、歳出では特定分そのまゝ予備費に回しているわけですね。特定分ということで、二百九十万円回しているわけですね。そういう説明なんですけれども、特定分なんだから、特定分をいろいろあちこちの財源配分をこういうふうな形にしたのかどうか。いまの説明ではしていないような感じなんですけれども、その辺でちよつと教えていただきたい。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 特定分につきましては財源振り分けをいたしまして、清掃費その他で振り分けて、一般財源にその特定分を割り振ってございます。

○十二番(松山 清君) 一応割り振ったと、いすれにしても一般財源で八千五百万

円と二百九十万円をそういうふうにしたという形になっているわけですね。確かに五十四年度の八号予算が出てきて、八千七百九十万円という大きな金額、これがその二百九十万円も予備費だけ、八千五百万円の大半を都市施設整備基金に積み立てるといふような、この年度末にきて何回かやっておられるような予算措置をこの予算でもやって、なおかつ専決処分という形になっており、とてもとても私としては、五十四年度を通じて市民にとっても下水道とかそういうものもありましたけれども、全体としてまだまだ要望を解決していない中でやむを得ない、歳入がおくれたということもあるわけですから、そういうことを踏まえても、都市施設整備基金に八千五百万円積み立てるといふことについて、とても賛意を表しかねるような内容であります。それで、この専決処分をすることを含めまして、八号について賛成できかねるということだけ申し上げておきます。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第二号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数と認めます。よって報告第二号は原案の

とおり承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第六陳情第三号東京都自然環境保全事業

団設立に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして、陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で意見を終わります。

陳情第三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情第三号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて陳情第三号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) この際、市長から特に発言の申し出がありますので、これを許します。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) 本日は臨時議会をお願いいたしましたところ、お聞きをいただき、全員の先生方の御多用中、御出席をいただき、すべての提出案件につきまして、そのまま御議決をいただきまして、まことにありがとうございます。

いました。私の最後の議会と思われますので、きわめて私といたしますと、意義深いものがございまして、一生の思い出になることと存ずる次第でございます。

さて、お大事な時間を拝借いたしましたので、私事にわたる発言でございすが、お許しをいただき、まことにありがとうございます。

私の任期は、五月二十日まででございます。したがしまして、恐らく本日が最後の私に与えられました議会と思われますので、退職に当たりまして、議員各位並びに市民の皆様方に、お礼を述べさせていただきますたいと思います。

就任以来十六年間、私の基本的観念といたしまして、私の市民の中での位置は、福生市内に限り市民の中で最も最下位であるという認識、二つ目は行政職であるという立場に徹するということ、基本姿勢といたしまして、一日も早い真の福祉の到達を目指しまして、その手段づくりのための諸施設等の建設に迷うことなく目標に向かい、先生方の御協力のもとに、一直線上を真っすぐに歩ませていただきました。

私は非力でございます。非力にむちうちながら、職員とともに努力をしてまいりましたつもりでございます。職員もよく協力してくれたと感謝をしております。幸いにいたしました、おつきあいをさせていただきました方々は、議員の先生方を初め、すべてリッパな方々に恵まれました。そして終始あふるる御厚情と温かい御指導を賜りまして、また良識ある市民の偉大なエネルギーに相まちまして、市づくりの第一段階は一応終了をし、また終了に近づきつつあると思っております。ほとんど議員の先生方の温かい御指導と、市民の大きな力のたまものでございまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

また、私は大変に無力でございます。しかも性格的にきわめて不備の人間でございます。最もはなはだしい悪い性質は、非常に激しやすいということでございます。御交誼と御指導をくださったありがたい御厚情に、ことさらに感謝の心と、申しわけなかったという心がはいでございます。また、十六年の間には、失礼もたくさん申し上げたと思います。また不届きの振る舞いも多かったかと思いますが、お許しをいただきたいと、お願いを申し上げます。

上げる次第でございます。

おかげさまで、私は人生の後半におきまして、悔いのない充実をした五千八百四十日と、価値のある人生を歩ませていただきました。全般にわたる反省と同時に、任務の終了する安堵感と幸福感に、あと少々でひたれるというのを樂しみにしているところでございます。すでに精根も尽き果てまして、年齢的にも日暮れでございます。また何の欲望もございません。これから自然を相手に隠遁生活ができたなら、願ってもないことと存じておりますけれども、引退いたしましたも、旧に倍いたしました御交誼と御指導のほどを切にお願い申し上げる次第でございます。

最後で恐縮でございますが、福生市議会のますますの御発展と、先生方初め市民の方々の御健康と御発展を心より念じ上げ、福生市の飽くなき栄光を祈念し、言葉は足りませんが、お礼とお別れのあいさついたします。

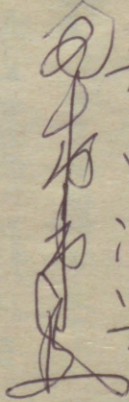
本当に長い間ありがとうございました。(拍手)

○議長(小林菊三君) 以上で市長の発言は終わりました。

○議長(小林菊三君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって昭和五十五年第三回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午前十一時二十七分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長 小林菊三
議員 村尾栄次
議員 森田治男
議員 

写 福総庶発第六号

昭和五十五年四月七日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

小林 菊三 殿

昭和五十五年第三回福生市議会臨時会の招集について

昭和五十五年四月七日付け、福生市告示第十九号(別紙参照)をもって、昭和五十五年第三回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写 福生市告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十五年第三回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和五十五年四月七日

福生市長 石川 常太郎 印

一期 日 昭和五十五年四月十四日

二場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第八号））

- (4) 東京都自然環境保全事業団設立に関する陳情書

与

福総庶発第七号

昭和五十五年四月七日

福生市長 石川 常太郎 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

議案の送付について

昭和五十五年第三回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第三十六号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

二 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

三 報告第二号

専決処分の承認を求めることについて（昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第八号））

陳情第三号

東京都自然環境保全事業団設立に関する陳情書